

輸入業者（有機農産物、有機加工食品、有機畜産物）

	区分	金額
1	認証申請料	10,000 円/1 件
2	事務手数料(注1)	15,000 円/1 件
3	有機売上による加算	下記表のとおり。
4	商品数による加算	1,000 円/品目
5	実地検査費用	検査料
		旅費
		基本検査料（4 時間）30,000 円 検査は 4 時間を超えた場合の追加料金について注 2 を参照 検査員が複数の場合は、人数×上記の金額
		原則として旅費実費を請求する 移動時間が長時間の場合の割り増しについて注 3 を参照。
6	判定料	10,000 円/1 件
7	情報管理料	10,000 円/1 件 証票の発行を当会に発注する場合、加算しないものとする。

（有機売上による加算）

有機売上	金額	有機売上	金額
～100 万円	50,000 円	～5,000 万円	100,000 円
～500 万円	55,000 円	～6,000 万円	110,000 円
～1,000 万円	60,000 円	～7,000 万円	120,000 円
～2,000 万円	70,000 円	～8,000 万円	130,000 円
～3,000 万円	80,000 円	以降、1,000 万円につき、10,000 円加算	
～4,000 万円	90,000 円		

1. 有機売上:初年度は、計画ベースで自己申告による。
2. 商品数:1 品目とは、原則として輸出業者別・配合レシピ数別でカウントする。例えば、オリーブオイルを A 社と B 社から輸入する場合は、2 品目とする。同じ品目を複数取り扱う場合(例:チョコレートでカカオの配合比が違う、70g と 300g など製品重量が違うなど)、使用原料がほとんど変わらなければ同一とみなす。

(注)

注 1:事務手数料は、電子メールを活用した申請の場合、1,000 円を減額する。

注 2:検査は 4 時間を超えると 4,000 円/時とし、30 分単位で計算する。

2日以上実地検査がかかった場合、2日目以降日当20,000円を追加

注3: 検査時の移動時間が、一日の往復が6時間を超えた場合、越えた時間につき1200円/時を加算する。

検査時の移動のみに要した日があり、その移動に片道5時間以上を必要とした場合、移動日当10,000円/日を加算する。この場合、上記の往復6時間以上の規定は当日の移動時間について適用する。

[共通項目費用]

A 認証書再交付料 5,000円

B 英文認証書作成手数料 5,000円

C 検査料の追加・補足:

宿泊(前後泊含む)については実費を請求する

公共交通機関は実費、自家車両は30円/kg+ETC等(高速道路実費)とする。

海外検査は検査料に海外手当20,000円/日を加算する

D 同一法人で同一製品の取り扱いを複数の事業所で申請する場合、事務手数料を3事業所まで無料とする。(例:同一会社でTB包装をA工場とB工場で行う場合など)

E 1認証事業者で、年間の表示審査依頼が40件を超える場合は、41件目以降、1件当たり手数料を500円請求する。

F:生産行程管理者について、農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室発行の「有機農産物及び有機加工食品のJASのQ&A」(問1-8)の(答)2に該当する事業の譲渡や組織変更等があった場合、事業を引き継いだ事業者の認証手数料については、別表3(調査手数料)を適用する。

認証手数料の徴収方法

1. 請求の時期

上記Iにて定めた認証手数料は、検査が終了しないと確定しない実費部分があるので、請求は判定員の判定結果がでた段階で、一括請求するものとする。

判定結果が出た時点で、当会は速やかに請求書を作成し、送付する。

2. 支払い期日及び支払い方法

支払い基準は、原則として、請求書到着日の月末締め切り翌月末日までに当会の指定口座へ現金振込みにて入金するよう認証事業者に要請する。

認証事業者の通常支払い基準が、上記の支払いサイトよりも長い場合は、認証事業者の申し出によりその支払い基準を認める。但し、この場合、現金振込み以外の方法(例:手形など)は認めない。

以上